

○農林水産省告示第千四十八号
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第十一条第一項の規定に基づき、輸入植物検疫規
程（昭和二十五年七月八日農林省告示第百六号）
の一部を次のように改正し、平成十八年八月十日
から施行する。

平成十八年七月二十八日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 川崎 二郎

別表第二の一の項検疫有害動植物の欄中「ミカ
ンハダニ」を削り、同表六の項検疫有害動植物の
欄中「ガーベラ菌核病菌」を削り、同表十の項検
疫有害動植物の欄中「ミカンハダニ」を削り、黒
腐病菌、灰色かび病菌」を「黒腐病菌」に改め、
「モモアカアブラムシ」及び「灰色かび病菌」
を削り、同表十七の項検疫有害動植物の欄中「コ
ブノメイガ」を削る。

別表第三の八の項検疫有害動植物の種類欄中
「ナシヒメシンクイ」を削る。